

令和6年度 福岡県に対する提言書

令和5年10月

福岡市

福岡県知事

服部 誠太郎 様

提 言

日頃より福岡市政の推進にご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本市におきましては、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略とし、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指して、まちづくりを進めています。

その結果、人口は164万人を超え、企業の立地や創業が進み、元気なまち、住みやすいまちとして国内外から高く評価されています。

一方で、不安定な海外情勢などに伴う物価高騰や加速する少子高齢化は、市民生活や地域経済に様々な影響を及ぼしており、貴県とともに総力をあげて、対策に取り組んでいます。

本市としましては、スピード感をもって新たな時代に果敢に挑戦し、地方から日本を変えるロールモデルの役割を果たす必要があると認識しています。

福岡市を次のステージへと飛躍させるチャレンジ「FUKUOKA NEXT」の取組みを着実に進め、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環により、この元気で住みやすいまちをさらに発展させ、将来に引き継いでまいります。

つきましては、令和6年度予算編成並びに施策決定に際しましては、次の事項の実現のために、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和5年10月

福岡市長 高島 宗一郎

目 次

重点項目

I	“人と投資を呼び込む” 都市の成長	1
○	大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用に向けた連携・協力体制の強化	2
○	九州大学学術研究都市づくりの推進と移転跡地のまちづくりへの支援	3
○	リバーフロントNEXTの推進	5
II	“心豊かで、安全・安心な” 生活の質の向上	6
○	総合的な治水対策の推進	7
○	土砂災害対策の推進	9
○	盛土対策の推進	10
○	災害対応の推進	11
○	県費補助の格差是正	12
○	特別支援教育の充実	13
○	感染症対策の充実・強化	14
○	公共交通施設のユニバーサルデザイン化の促進	15
○	脱炭素社会の実現に向けた取組みの促進等	16

各部提言項目

総 務 部	17
企画・地域振興部	18
人づくり・県民生活部	20
保健医療介護部	21
福祉労働部	22
環 境 部	23
商 工 部	24
農林水産部	25
県土整備部	27
建築都市部	29
教 育 庁	30

重点項目

I “人と投資を呼び込む”都市の成長

- 大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用に向けた連携・協力体制の強化
- 九州大学学術研究都市づくりの推進と移転跡地のまちづくりへの支援
- リバーフロントNEXTの推進

○大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用に向けた連携・協力体制の強化

提言事項

1 大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図るセントラルパーク構想の推進に向けた連携強化

都心に近い貴重な緑地空間として広く県民・市民に親しまれている大濠公園・舞鶴公園の一体的な活用を図り、憩いと歴史・芸術文化・観光の拠点づくりを進めるため、両者協力のもと、セントラルパーク構想を具体化したセントラルパーク基本計画を策定したところです。

大濠公園への新県立美術館移転につきましては、引き続き、本市との協議を行うとともに、現県立美術館敷地の公園整備に向けても協議をお願いいたします。

今後も、本構想の推進に向け、具体的な取り組みについて、引き続き、ご協力をお願いいたします。

〈県市連携のイメージ〉



〈セントラルパーク構想の将来像イメージ〉



○ 九州大学学術研究都市づくりの推進と移転跡地のまちづくりへの支援

提言事項

1 九州大学学術研究都市づくりの推進

- (1) 学術研究都市における研究開発機能の集積
- (2) 二級河川周船寺川の整備
- (3) 西九州自動車道とのアクセス強化

2 箱崎キャンパス移転跡地の先進的なまちづくりや事業実施への支援

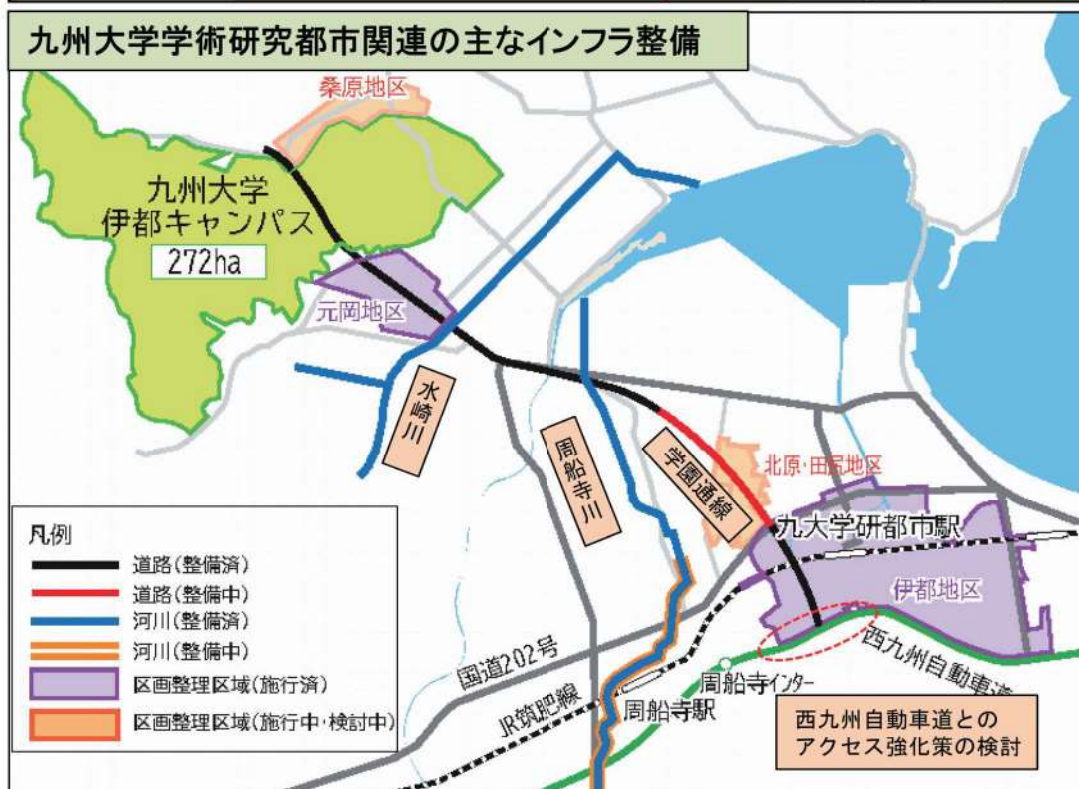
九州大学学術研究都市づくりにつきましては、世界的水準の教育研究拠点をめざす九州大学や、地元産学官により設立した(公財)九州大学学術研究都市推進機構とともに取り組んでおり、研究開発機能の集積や都市基盤の整備など、継続的に取り組む必要があります。

研究開発機能につきましては、令和5年4月に福岡市産学連携交流センターの隣接地で九州大学と連携した研究開発次世代拠点(いとLab+)が開業するなど、集積が進みつつあり、今後も更なる研究開発促進を図るため、研究機関等の誘致が求められます。

あわせて、関連する都市基盤として、雨水排水の根幹をなす二級河川周船寺川の整備を着実に推進するとともに、西九州自動車道を活用した伊都キャンパスとのアクセス強化策の検討も行う必要があります。

さらに、箱崎キャンパス跡地等においては、最先端の技術革新の導入などにより様々な社会課題を解決し、快適で質の高いライフスタイルと都市空間を創出する先進的なまちづくり「Fukuoka Smart East」に取り組んでおります。併せて、早期の土地利用転換に向け、まちづくりに共通する整備ルールを含めたグランドデザイン(平成30年7月)に基づき、南エリアは、UR都市機構による都市計画道路整備とあわせた一体的な開発、北エリアは、本市による土地区画整理事業を推進しており、令和5年4月に、九州大学とUR都市機構による土地利用事業者公募を開始しております。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。



【土地利用転換の流れ】

(年度)

	～R4	R5	R6	R7～
公衆関連	◆用途地域などの都市計画変更(R2) ◆ランドデザイン策定(H30)	案件検討	協議期間	優先交渉権者協議 優先交渉権者決定
主な手続き	南: 都市計画道路整備とあわせた一体的な開発 北: 土地区画整理事業	公衆開始	協議期間	優先交渉権者協議 優先交渉権者決定 事土用地引渡し等

【Fukuoka Smart Eastのカテゴリ別サービスの構成】



○ リバーフロントNEXTの推進



提言事項

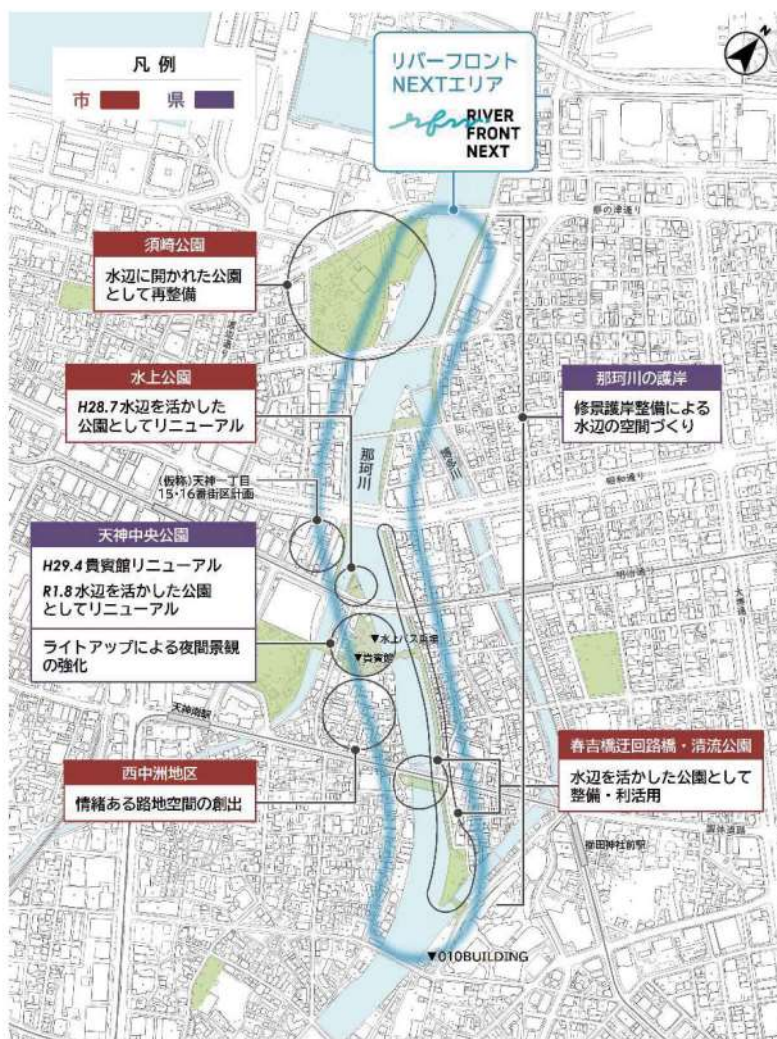
1 リバーフロントNEXTの推進における連携

福岡市では、都心部の回遊性向上を図るため、那珂川沿いの須崎公園から清流公園までのエリアにおいて、川に向かって開かれたまちに誘導していく、水辺を活かしたまちづくり「リバーフロントNEXT」を推進しています。

令和4年10月には、福岡市と福岡県でリバーフロントNEXTを連携して推進すること等を合意しており、この一環として、春吉橋迂回路橋上広場の暫定供用やPark-PFI制度を活用した清流公園の再整備、那珂川沿いの護岸のライトアップ等の取組みを進めております。

今後も、リバーフロントNEXTの更なる推進に向け、引き続き連携をお願いいたします。

<主な取組み>



Ⅱ “心豊かで、安全・安心な”生活の質の向上

- 総合的な治水対策の推進
- 土砂災害対策の推進
- 盛土対策の推進
- 災害対応の推進
- 県費補助の格差是正
- 特別支援教育の充実
- 感染症対策の充実・強化
- 公共交通施設のユニバーサルデザイン化の促進
- 脱炭素社会の実現に向けた取組みの促進等

○ 総合的な治水対策の推進

提言事項

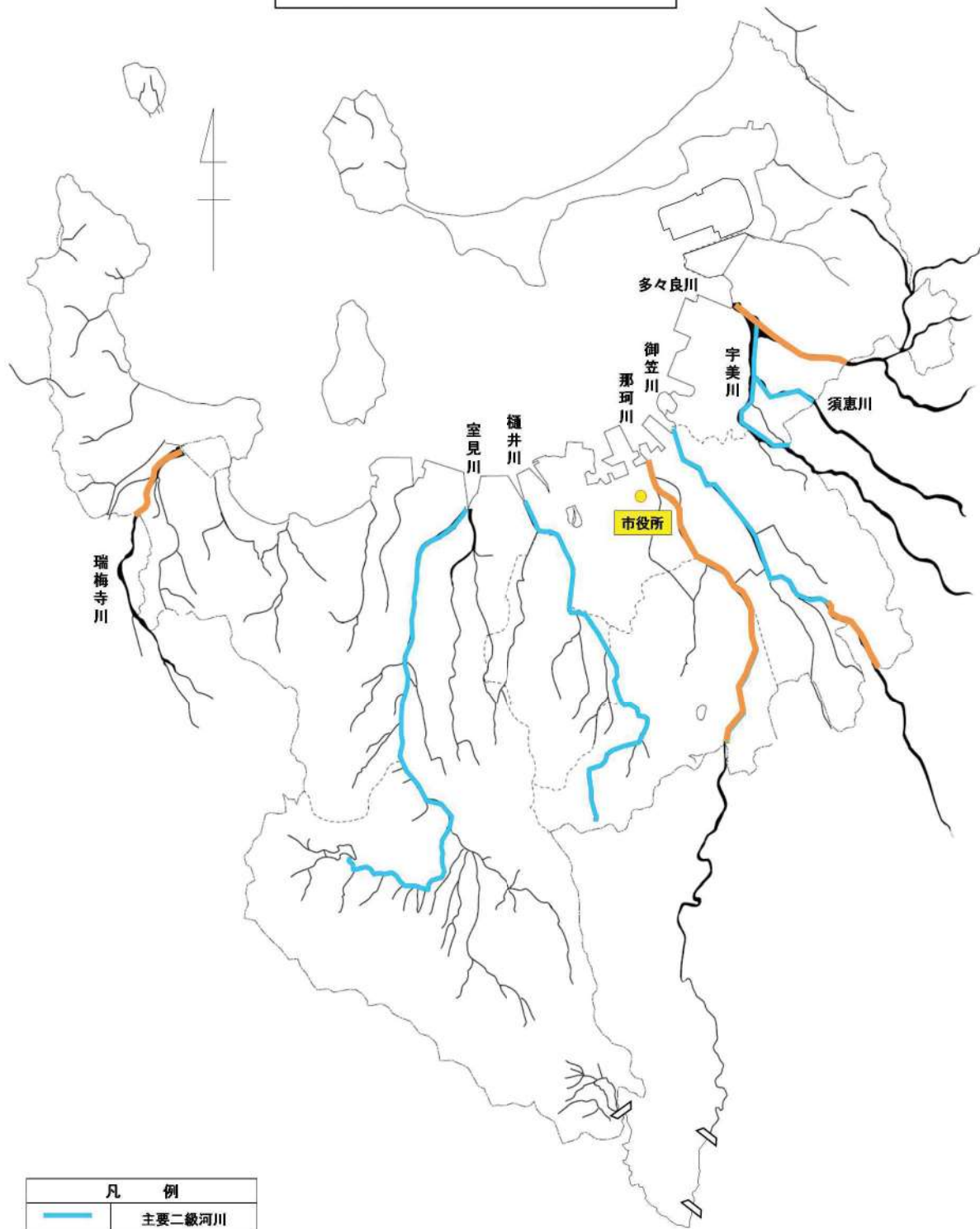
1 二級河川の河川改修及び適切な維持管理など「流域治水」の取り組みの推進

近年、全国各地で激甚な被害をもたらす水災害が頻発していることを背景に、流域全体のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」に取り組むことが全国的に進められており、県においても令和4年3月に県内の二級水系にかかる流域治水対策の全体像を示した「流域治水プロジェクト」が取りまとめられたところであります。

今後、洪水による氾濫を未然に防ぎ、二級水系における流域住民の安全・安心な生活を確保するため、多々良川や那珂川などでの河川改修や、浚渫等の適切な維持管理に加え、治水協定に基づくダムの事前放流など「流域治水」の取り組みを着実に推進する必要があります。

つきましては、近年の豪雨を踏まえた総合的な治水対策の推進を提言いたします。

福岡市の主要な河川



凡 例	
	主要二級河川
	河川改修事業区間

○土砂災害対策の推進

提言事項

1 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

近年、線状降水帯の発生に伴う集中豪雨や台風による記録的な大雨により、土砂災害が激甚化・頻発化しております。県内では、平成29度以降、大雨特別警報が6回発表されるなど、土砂災害のリスクが高まる中、その対策の重要性はこれまで以上に高くなっているものと考えております。

本市においては、令和5年7月の豪雨時に、多くのがけ崩れが発生し、激甚災害に指定されたことから、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に取り組むこととしております。

このような状況を踏まえ、県においては、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業といった土砂災害の予防保全に係る事業が実施されているところでありますが、土砂災害から住民の暮らしを守り、地域の安全を確保するためには、災害発生を未然に防ぐ対策を早期に実施する必要があると考えております。

つきましては、近年の豪雨を踏まえ、土砂災害警戒区域等に重点をおいた砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の更なる推進を提言いたします。

○ 盛土対策の推進

提言事項

1 盛土規制法への対応に関する連携・調整

近年、大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、改正後の「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という）」において、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなりました。

盛土規制法では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域の規制区域指定、および規制区域で行われる一定の盛土等への許可基準等が規定されております。

これにより、都道府県知事または指定都市・中核市の長は、規制区域を指定するとともに、地域の実情に応じて許可基準の強化・上乘せができることとなりましたが、隣接する他自治体の盛土等に起因する災害も想定されることから、特に行政区境界においては統一的な運用が必要と考えております。

つきましては、区域指定や許可基準について、県内で統一的な運用ができるよう、市町村と連携・調整を図りつつ、県として統一的な考え方を示すなど、特段のご配慮をお願いします。

○ 災害対応の推進

提言事項

1 県防災情報システムの改善

(1) 運用操作性等の更なる改善

2 物資調達・輸送体制の充実

(1) 広域的な物資調達・輸送体制の確立及び関係機関との連携強化等を目的とした訓練や研修等の実施

近年、気象の変化などから集中豪雨など自然災害が激甚化・頻発化しており、地域住民の生命・生活を守るため、迅速な情報の収集や提供、被災者への支援など自治体の適切な災害対応が、より一層重要となってきました。

災害発生時には、福岡県防災情報システムを利用して、市民への避難情報の発令や被害状況等の報告を行っておりますが、避難情報の入力作業が煩雑となっており、迅速な運用に支障が生じております。

また、令和2年度より、国が災害時における全国統一の物資調達・輸送等支援システムを導入しておりますが、当該システムを効果的に活用し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためには、県内における広域的な物資調達・輸送体制を具体化し、充実させることが不可欠です。

つきましては、更なる災害対応の推進のため、提言事項について、格別のご配慮をお願いいたします。

○ 県費補助の格差是正

提言事項

1 政令指定都市と一般市町村とで格差のある県費補助の格差是正

(1) 医療費支給制度における県費補助の適用及び補助率の引上げ

- ① 子ども医療費支給制度に対する県費補助率の引上げ
- ② 重度障がい者医療費支給制度に対する県費補助対象の拡大
- ③ 医療費支給制度の事務費に対する県費補助の適用

(2) 文化財保護事業に対する財政支援

- ① 国庫補助事業に伴う県費継足し補助措置の復活

県においては、医療費支給制度や文化財保護事業について、県下市町村に対して県費補助を行い、県民の福祉の増進や生活の質の向上などに寄与されているところです。

さらに、令和3年度からは子ども医療費支給制度の助成対象を中学生まで拡大し、その補助率は、政令市を含む県内市町村一律に2分の1としていただいたところです。

しかしながら、従前から提言している県費補助の格差是正については、いまだ実現に至っておりません。

政令指定都市は、大都市特有の財政需要を抱えており、近年の本市の厳しい財政状況から、これらの事業の継続にあたっては、財源の確保が喫緊の最重要課題となっております。

つきましては、政令指定都市についても他の県下市町村と同様の県費補助を適用されることを提言いたします。

○ 特別支援教育の充実

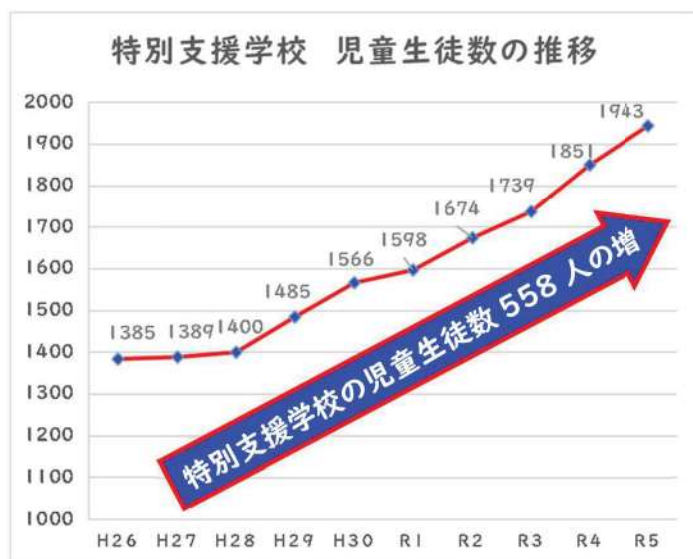
提言事項

- 1 市立特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するための施設整備費及び管理運営費の財政負担
- 2 市内における県立特別支援学校(知的障がい)の設置及び児童生徒の受入れ

特別支援学校の設置義務は、法律上、県に課されておりますが、本市には知的障がいのある児童生徒のための県立特別支援学校は設置されておられません。また、県においては、令和6年度に糸島地区に、令和7年度に本市早良区内に県立特別支援学校を設置される予定ですが、本市在住の児童生徒の受入れについては明らかになっておりません。

本市は、これまで、9校の特別支援学校を設置するなど、障がいのある児童生徒のために、安全で安心な教育環境の整備に努めてまいりましたが、近年は児童生徒数の増加に環境整備が追い付かず、今後も増加が予想される児童生徒の受入れに支障が生じかねない状況となっております。

過去10年の児童生徒数の推移をみると、平成26年度に1,385人であったものが、令和5年度には1,943人と約550人も増加しており、特に、平成28年



度以降は増加傾向が強まっております。この間、度重なる校舎の増改築等に対応してまいりましたが、これまでの児童生徒数の推移を踏まえると、令和6年度以降も、教室不足がさらに深刻化することが懸念されます。つきましては、設置義務のある県として、提言事項に格別のご配慮をお願いいたします。

○ 感染症対策の充実・強化

提言事項

- 1 新興感染症等に対するサーベイランスや水際対策の強化
- 2 医療提供体制の充実
- 3 高齢者施設等への支援
- 4 感染症予防計画等に基づく健康危機管理体制の強化

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが見直されましたが、本市においては、関係機関と連携して対策を講じ、ワクチン接種や感染拡大防止の取組みを継続するなど、市民の安全安心の確保に全力で取り組んでいるところです。

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、今後の新興感染症等への対応も含めた感染症対策に関し、次の事項について提言いたします。

・新興感染症等の発生・まん延防止には、サーベイランスや水際対策が非常に重要であり、本市は福岡空港や博多港が立地し、国際的な人流が多いことから、サーベイランスへの対応や感染症の流入を未然に防護する検疫所との連携の強化を図ること。

・新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症に幅広い医療機関が対応できる体制を確保するため、平時の医療機関における感染対策に必要な財政支援を行うとともに、感染拡大時の短期的な医療需要へ適切に対応できる医療提供体制を確保すること。

・高齢者施設等のハイリスク施設に対し、新興感染症等発生時の感染制御や業務継続に係る支援体制を確保すること。また、平時からの感染対策が適切に行えるよう、施設整備等への十分な支援を実施すること。

・今後改定が予定されている県の感染症予防計画や医療計画に基づき、新興感染症等のパンデミックに備えた医療提供体制を確保するなど、感染症に係る健康危機管理体制を着実に強化すること。

○ 公共交通施設のユニバーサルデザイン化の促進

提言事項

1 鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入に対する助成制度の創設

公共交通施設のユニバーサルデザイン化については、安全かつ円滑な移動が確保されることで、高齢者や障がいのある人などの社会参加を促進するだけでなく、全ての利用者が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持にも寄与するものです。

国においてはバリアフリーに関する基本方針を定め、その円滑な推進のために、交通事業者だけでなく、国、地方公共団体が三位一体となって取り組むことを求めています。

これらを踏まえ、本市においては鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入に対して補助を行うとともに、鉄道事業者による駅ホームでの転落防止のためのホームドアの設置検討や整備を促進しております。

今後も観光客など来街者の受入環境の充実や、急速な高齢化に対応できる持続可能な社会づくりが求められている中で、公共交通施設のユニバーサルデザイン化をさらに推進していくことが極めて重要であります。

つきましては、県におかれましても、鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入に対する助成制度を創設されるよう提言いたします。



鉄道駅のバリアフリー化



ノンステップバスの導入

○ 脱炭素社会の実現に向けた取組みの促進等

提言事項

- 1 電気自動車・燃料電池自動車の購入に対する補助制度の創設
- 2 電気自動車向け急速充電設備の設置経費に対する補助制度の創設
- 3 県有施設における充電インフラ設備の整備推進

国においては、令和3年10月の「地球温暖化対策計画」策定をはじめ、脱炭素社会実現に向けた様々な目標設定、施策の推進がなされております。

そのうち自動車部門では、2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることが掲げられており、電気自動車や燃料電池自動車の購入費補助などにより、電気自動車等の普及を強力に推し進めていく必要があります。

また、市民の生活圏が市域内にとどまらず、市域を超えて自動車を利用することが日常的となっている現状を踏まえると、電気自動車の普及促進のためには、急速充電設備等のインフラを充実させることが極めて重要です。

現在、国や本市においても補助事業を実施し、整備促進を図っているところですが、国が掲げる目標達成のためには、県の積極的な取組みも求められます。

つきましては、脱炭素社会に向け、提言事項につきまして特段のご配慮をお願いいたします。

各部提言項目

(◎印は、重点項目)

総務部

◎脱炭素社会の実現に向けた取組みの促進等

- 3 県有施設における充電インフラ設備の整備推進

総務部(防災危機管理局)

◎災害対応の推進

- 1 県防災情報システムの改善
 - (1) 運用操作性等の更なる改善
- 2 物資調達・輸送体制の充実
 - (1) 広域的な物資調達・輸送体制の確立及び関係機関との連携強化等を目的とした訓練や研修等の実施

原子力災害対策の促進

- 1 原子力災害における広域的な防災体制の整備及び広域避難計画の充実
- 2 原子力災害対策についての国への要請
 - (1) 事故原因の徹底究明とそれを踏まえた総点検の実施
 - (2) 新規制基準による徹底した安全・防災対策の確立
 - (3) 国の責任を基本とする災害時における対処体制及び防災資機材の拡充整備
 - (4) 情報公開の徹底と原子力政策への国民の理解促進
 - (5) 原子力災害及び放射能等に関する知識の普及・啓発

企画・地域振興部

国家戦略特区推進への支援

- 1 国内外からチャレンジしたい人と企業が集い、新しい価値を生み続ける「グローバル創業都市・福岡」の実現に向けた国家戦略特区推進への支援

◎九州大学学術研究都市づくりの推進と移転跡地のまちづくりへの支援

- 1 学術研究都市における研究開発機能の集積

東京圏バックアップ推進に向けた連携

- 1 福岡における東京圏に集中している各種行政機能及び経済機能のバックアップ推進に向けた連携

◎公共交通施設のユニバーサルデザイン化の促進

- 1 鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入に対する助成制度の創設

離島航路補助制度の拡充

- 1 欠損に対する補助制度の拡充
 - (1) 実績欠損額の補正の対象年数の見直し
 - (2) 物価上昇による欠損額の増加に対する補助の充実
- 2 代替船舶建造費補助制度の創設

地域を巡回する路線バスやコミュニティバス等生活交通の維持確保に対する財政支援の拡充

- 1 生活交通確保対策補助金制度の拡充・継続

企画・地域振興部

行政のDXの推進

- 1 申請等における添付書類の提出、対面による受付などの義務付けの早期見直し

人づくり・県民生活部

県立美術館に関する市との調整

人づくり・県民生活部(私学振興・青少年育成局)

私立高等学校に対する助成の充実

- 1 私立高等学校の教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減等を図るための私学助成の強化・充実

保健医療介護部

◎感染症対策の充実・強化

- 1 新興感染症等に対するサーベイランスや水際対策の強化
- 2 医療提供体制の充実
- 3 高齢者施設等への支援
- 4 感染症予防計画等に基づく健康危機管理体制の強化

小児医療の充実

- 1 小児医療高度化支援事業費補助金に対する交付要件の緩和

医療及び介護の総合的な確保の推進

- 1 在宅医療・介護サービスの充実や介護施設等の整備、介護従事者の確保
- 2 地域医療介護総合確保基金などを活用した財政支援

国民健康保険事業の安定化の推進

- 1 医療費助成制度の実施に伴う国庫支出金減額への財政支援
- 2 適切な見通しによる安定的な財政運営
- 3 県内市町村の医療費水準の平準化及び低減に向けた県全体での医療費適正化・健康づくりの取組推進

福祉労働部

◎県費補助の格差是正

- 1 政令指定都市と一般市町村とで格差のある県費補助の格差是正
 - (1) 医療費支給制度における県費補助の適用及び県費補助率の引上げ
 - ① 子ども医療費支給制度に対する県費補助率の引上げ
 - ② 重度障がい者医療費支給制度に対する県費補助対象の拡大
 - ③ 医療費支給制度の事務費に対する県費補助の適用

病児・病後児デイケア(病児保育)事業の受け皿不足への早期対応

- 1 病児・病後児デイケア事業の無償化後の利用しにくい状況を解消するための早急な体制づくり
 - (1) 病児・病後児デイケア施設を新たに設置するための開設準備経費に対する県費補助上限額の引上げ
 - (2) 既存実施施設の定員増のための施設整備にかかる県費補助の創設
 - (3) 保育士配置に関する資格要件の緩和に向けた連携

環境部

◎脱炭素社会の実現に向けた取組みの促進等

- 1 電気自動車・燃料電池自動車の購入に対する補助制度の創設
- 2 電気自動車向け急速充電設備の設置経費に対する補助制度の創設
- 3 県有施設における充電インフラ設備の整備推進

公共用水域の水質保全

- 1 博多湾海域の水質汚濁防止対策の推進

商工部

◎九州大学学術研究都市づくりの推進と移転跡地のまちづくりへの支援

- 1 九州大学学術研究都市づくりの推進
 - (1) 学術研究都市における研究開発機能の集積

◎脱炭素社会の実現に向けた取組みの促進等

- 1 電気自動車・燃料電池自動車の購入に対する補助制度の創設
- 2 電気自動車向け急速充電設備の設置経費に対する補助制度の創設
- 3 県有施設における充電インフラ設備の整備推進

農林水産部

都市型農業振興の促進

- 1 活力ある高収益型園芸産地育成事業にかかる事業費の十分な確保

イノシシ等の有害鳥獣対策の強化・充実

- 1 県による実効性のある広域捕獲活動の実施
- 2 有害鳥獣捕獲にかかる県独自の上乗せ報奨金の創設
- 3 有害鳥獣広域捕獲対策事業費の拡充

農業農村整備の推進等

- 1 農村環境整備事業への支援
- 2 農村地域防災減災事業への支援
- 3 農業水路等長寿命化・防災減災事業への支援

林業振興と森林の保全

- 1 造林事業への支援
- 2 森林病虫害防除事業の強化
- 3 森林環境税を活用した事業の充実等

水源地域における森林整備事業の促進

- 1 水源地域における森林整備による水源かん養機能及び災害防止機能の強化
- 2 水源地域における森林整備事業の継続

農林水産部

ナラ枯れ対策の支援

- 1 公園や緑地等のナラ枯れ被害に伴う対策費用の支援

農林水産部（水産局）

水産振興対策事業の促進

- 1 沿岸漁業等振興事業の採択及び事業費の確保

環境・生態系保全対策事業の促進

- 1 環境・生態系保全対策のための支援

県土整備部

福岡高速3号線(空港線)延伸事業の整備促進

県道の整備推進

- 1 主要地方道福岡東環状線の整備推進

◎九州大学学術研究都市づくりの推進と移転跡地のまちづくりへの支援

- 1 九州大学学術研究都市づくりの推進
 - (2) 二級河川周船寺川の整備
 - (3) 西九州自動車道とのアクセス強化

◎リバーフロントNEXTの推進

- 1 リバーフロントNEXTの推進における連携

◎総合的な治水対策の推進

- 1 二級河川の河川改修及び適切な維持管理など
「流域治水」の取り組みの推進

◎土砂災害対策の推進

- 1 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

二級河川(那珂川、御笠川) 清掃の県費負担の増額

- 1 市費で負担している二級河川の清掃経費に対する県費負担の増額

県土整備部

海岸の適正利用に向けた取り組みの推進

- 1 海岸清掃予算の確保など県管理海岸の適切な維持管理
- 2 東区及び西区の海岸における水上バイクの危険運転や迷惑行為などに対する海岸利用適正化

埋設2, 4, 5-T系除草剤の掘削処理に係る協力・支援

- 1 埋設2, 4, 5-T系除草剤の安全な掘削処理の実施
- 2 掘削処理後における埋設箇所を含む周辺の土壌及び水質モニタリング等による安全性確認の実施

建築都市部

◎九州大学学術研究都市づくりの推進と移転跡地のまちづくりへの支援

- 2 箱崎キャンパス移転跡地の先進的なまちづくりや事業実施への支援

◎大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用に向けた連携・協力体制の強化

- 1 大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図るセントラルパーク構想の推進に向けた連携強化

◎リバーフロントNEXTの推進

- 1 リバーフロントNEXTの推進における連携

◎盛土対策の推進

- 1 盛土規制法への対応に関する連携・調整

都市計画道路の整備推進

都市計画道路長浜太宰府線(福岡市境～大野城二丈線)の整備推進、
都市計画道路長浜太宰府線(大野城二丈線～那珂川宇美線)の着手要望、
都市計画道路席田浦田線(坂瀬片峰線～井尻粕屋線)の早期着工

公共用水域の水質保全

- 1 博多湾における富栄養化防止のため、下水道の普及・促進及び高度処理の推進

地震対策の推進

- 1 ブロック塀等撤去促進事業の充実
- 2 木造戸建住宅の性能向上改修促進事業の見直し

教育庁

県費補助の格差是正等

- 1 政令指定都市と一般市町とで格差のある県費補助の格差是正
 - (2) 文化財保護事業に対する財政支援
- ◎ ① 国庫補助事業に伴う県費継足し補助措置の復活
- ② 県指定文化財の保護事業に対する県費補助金の確保

◎特別支援教育の充実

- 1 市立特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するための施設整備費及び管理運営費の財政負担
- 2 市内における県立特別支援学校(知的障がい)の設置及び児童生徒の受入れ

奨学金制度の充実

- 1 予約募集における所得要件の緩和及び毎月貸与への見直し
- 2 採用内定時期の繰上げ
- 3 貸与要件を満たす者全員分の採用枠の継続確保
- 4 高校生等奨学給付金の拡充